

④江津湖周辺地域の景観形成基準（重点地域） 約380ha

江津湖周辺地域では、「日本一の地下水都市熊本」を印象づける広がりのある水と水辺の眺望景観の保全を図るため、江津湖及び周辺を望む視点場からの眺望に配慮した景観形成基準を定めます。

1) 対象地域及び視点場

対象地域と視点場を下図に示します。

図10 対象地域及び視点場



江津湖中ノ島から公園の周囲を望む眺望 視点場①：中ノ島橋



<金峰山方面への眺望>



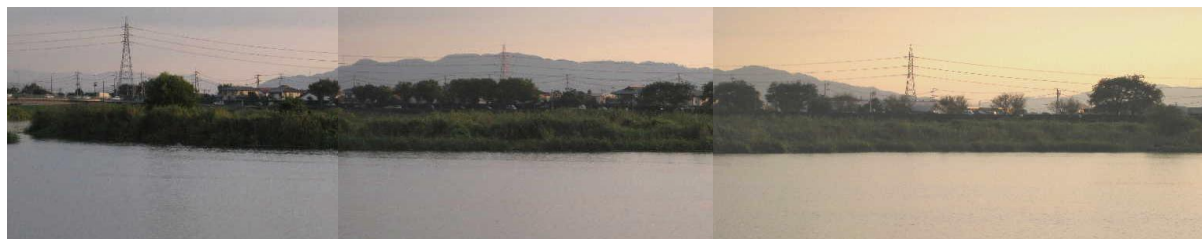
<下江津湖方面への眺望>

下江津湖から金峰山への眺望 視点場②：下江津湖南側付近



<金峰山方面への眺望>

下江津湖河畔から宇土半島への眺望 視点場③：下江津湖東側湖岸



<宇土半島の方面への眺望>

下江津湖湖畔から阿蘇方面への眺望 視点場④：下江津湖西側湖岸



<阿蘇方面への眺望>

2) 景観形成基準

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> 江津湖周辺の調和の取れた自然景観が保全できるよう、建築物の高さについては、周辺の既存高木の高さとの調和に努めること。 市街化調整区域の建築物等の高さは、10m以下とすること。 																																			
	形態	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等は、周囲の街並みとの調和や屋外の設備類を目立たなくする等、全体を統一感のある形態意匠とし、公園の雰囲気との調和に配慮すること。 																																			
	色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、下表のとおりとする。 湖岸から見える建築物等は、江津湖の自然的景観を阻害しない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 対比効果の大きい色彩（色相・彩度・明度）の組合せは避けるように努めること。 <p>「地域で推奨する色彩」 (マンセル値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明灰色</td> <td>N</td> <td>8以上9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中灰色</td> <td>N</td> <td>6以上8以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">明穏色</td> <td>R・YR・Y系</td> <td rowspan="2">8以上10以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中穏色</td> <td>R・YR・Y系</td> <td rowspan="2">5以上8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>「使用できない色彩」変更命令の対象 (マンセル値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鮮明色</td> <td>R・YR系</td> <td rowspan="3">全域</td> <td>6を超える</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4を超える</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>2を超える</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	明灰色	N	8以上9以下	—	中灰色	N	6以上8以下	—	明穏色	R・YR・Y系	8以上10以下	3以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	1以下	中穏色	R・YR・Y系	5以上8以下	3以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	1以下		色相	明度	彩度	鮮明色	R・YR系	全域	6を超える	Y系	4を超える	GY・G・BG・B・PB・P・RP系
	色相	明度	彩度																																		
明灰色	N	8以上9以下	—																																		
中灰色	N	6以上8以下	—																																		
明穏色	R・YR・Y系	8以上10以下	3以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1以下																																		
中穏色	R・YR・Y系	5以上8以下	3以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1以下																																		
	色相	明度	彩度																																		
鮮明色	R・YR系	全域	6を超える																																		
	Y系		4を超える																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		2を超える																																		

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	色彩・材料	<p> 無彩色グループ 低彩度色グループ 中彩度色グループ 高彩度色グループ </p> <p> 高明り 明度 暗い 低 </p> <p> 低 穏やか 彩度 高 鮮やか </p> <p> 地域で推奨する色彩 使用できない色彩 (変更命令の対象) </p>
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 湖畔の古木や高木の保全をするとともに、新たな植栽により主要な視点場から建築物等が、直接視野に入らないように配慮すること。

—参考—

大規模屋外広告物の景観形成基準 (第5章参照)

屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	<ul style="list-style-type: none"> 公園内から眺望できる建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。
--------------------	---